

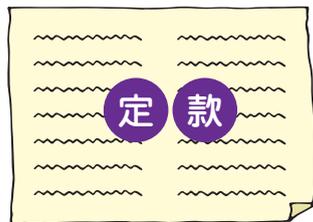
# 定款を見直しましょう！

あなたの会社がチェックポイントに当てはまる場合は、定款の整備が必要です。

## チェックポイント 1

### そもそも会社に定款はありますか？

いざ問題が起きた場合、解決の拠りどころになるのが定款です。株主や役員、債権者からの求めに対し、正しい定款を提示できないと、さらなる紛争の種になりかねません。



## チェックポイント 2

### 現行法に則った用語が使用されていますか？

発行する株式の総数、額面株式、株主名簿の閉鎖、端株、利益処分といった用語が使用されている場合、改正前定款を現行法令に則った定款に修正していないと考えられます。

## チェックポイント 3

### 有限会社の定款をそのままにしていますか？

現行法では、旧有限会社は株式会社として存続しています。社員、出資の口数、社員総会といった用語が使用されている場合、まだ株式会社に相応した定款に書き換えられていない状態です。

## チェックポイント 4

### 定款と履歴事項証明書の内容が合致していますか？

監査役の権限、商号や事業目的の変更、株券を廃止した場合などに、登記だけを変更し、定款にその変更履歴を反映させていない場合不一致が生じます。



## チェックポイント 5

### 役員の任期は何年になっていますか？

株式の譲渡制限に関する規定がある会社であれば、役員の任期を最長10年まで伸ばすことができます。また、取締役会を維持するために名前だけの役員を置く必要はなく、取締役を1名にすることができます。会社の実態に合った規定になっていますか。

定款を整備することはもちろん、会社の実情に合ったオリジナルな定款を提案させていただきます。是非、司法書士にご相談ください。

## 愛媛県司法書士会

〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号  
TEL. (089)941-8065 FAX. (089)945-1914  
<https://www.shiho-shoshi-ehime.or.jp/>

# 株主名簿を整備しましょう!

自社の株主の状況を把握していますか?

## チェックポイント 1

会社に株主名簿を備えていますか?

法律により、株式会社は、株主名簿を作成し、会社に備え置くことが義務付けられています。この義務に違反すると過料に処せられることがあります。

## チェックポイント 2

株主に異動があった場合、株主名簿の書換えをしていますか?

株主に異動があった際は株主名簿の書換えが必要となり、その場合には一定の手続が法定されています。



## チェックポイント 3

経営者や後継者以外の方が株主になっていませんか?

「事業に関与していない親族」、「以前は会社の従業員や経営者だったが退職された、あるいは、重要な取引先だったが、取引がなくなり、再開の予定がない会社」等が株式を保有している場合、買取り等の検討もした方がよいかもしれません。

## チェックポイント 4

名義株はありませんか?

平成2年の商法改正以前は、株式会社設立の際、7人以上の発起人が必要でした。そのため、親族等に名義を借りることもあったようです。そうした方が株主として記載されている株式を、一般的に「名義株」といいます。

## チェックポイント 5

所在が不明の株主はいませんか?

所在が不明の株主がいる場合でも、その株主に対して、原則として、株主総会の招集手続や剰余金の配当等を行う必要があります。

会社の運営や様々な手続は株主名簿が整備されていることが前提となって行われます。株主名簿の整備については、是非、司法書士にご相談ください。

## 愛媛県司法書士会

〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号  
TEL. (089)941-8065 FAX. (089)945-1914  
<https://www.shiho-shoshi-ehime.or.jp/>